

22

Vol.22 「赤衣を召されて」

“おやさまを求めて” 中山正直

Happistで
チェック!

おやさまは、外に向けて積極的に道をつけにかかれるにあたり、ご自身が月日のやしろであられる理をより鮮明に示されました。

01 「神」から「月日」へ

山村御殿へ出向かれる少し前、明治7(1874)年12月よりご執筆なされたおふでさき第六号より、親神様の呼称を「神」から「月日」へと言葉を改められました。常に目の当たりに仰ぎ見ることのできる月日と呼ぶことで、そのご存在とご守護の理をよりはっきりと実感できるように表現してくださったのです。

親神様の御理は、天にては月日として現われ、地上においてはおやさまにお現われくださるのです。すなわち、おやさまは「地上の月日」であらせられます。

02 赤衣の理

おやさまは、山村御殿からお帰りになられた3日後の12月26日に、初めて「赤衣」をお召しになられました。お着物はもちろんのこと、足袋や草履の鼻緒に至るまで、すべて赤色のものを身に付けられました。

このたび八あかいところいでたるから とのよな事もすぐにみえるで (六 62)

このあかいきものをなんとをもっている なかに月日がこもりいるそや (六 63)

赤衣を召されることで、親神様とおやさまはその理一つであるということを誰の目にもはっきりと分かるようにお示しになられたのです。

03 お守りの理

そして、赤衣のお召下るしは、決められた寸法に断って、悪難除けのお守りとしてお下げくださるようになりました。

このお守りは、本人がおぢばへ帰り願い出てお下げ頂くもので、「証拠守り」とも言われます。「証拠」とは、確かにおぢばでおやさまの教えを聞かせていただいた証拠であり、また一つには、聞かせていただいた教えを日々守って通る中に、確かなお働きを頂戴できるという証拠でもあろうと思案します。

お守りを頂戴したならば、常に肌身に付けさせていただくことが肝心です。赤衣にこもるおやさまの親心を感じ、いつでも、どこでもおやさまと一緒に過ごさせていただ

るありがたさを、このお守りを通じて味わわせていただきます。

04 さづけの理

さらに、おやさまは赤衣を召されたその日に、次のように申されて、4名の者に身上たすけのための「さづけの理」を渡されました。

一に、いき八仲田、二に、煮たもの松尾、三に、さんざいてをどり辻、四に、しっくりかんろだいてをどり榊井

それぞれ、息のさづけ、煮たもののさづけ、てをどりのさづけ、かんろだいてをどりのさづけの4種類のさづけの理です。

いまゝで八やまいとゆへばいしやくするり みなしんバいをしたるなれども(六 105)

これから八いたみなやみもてきものも いきてをどりでみなたすけるで (六 106)

どのよふなむつかしきなるやまいでも しんぞつなるのいきでたすける (六 108)

おやさまは、さづけの理を取り次ぐことで、親神様のお働きを頂戴し、どんな身上もおたすけいただけるということをお示しになりました。このさづけの理は、人をたすける誠真実の心に授けられるのであり、おやさまの手足となってたすけ一条の上に働かせていただくための手立てとしてお渡しくくださるのです。

ちなみに、現在、別席の順序を運んで願い出て頂戴するおさづけの理は、このうちの「てをどりのさづけ(あしきはらひのさづけ)」です。

05 お屋敷づとめの心得

そして続いて、数え歌に現わして、お屋敷に勤める人々の心の置き所を諭されました。

五ツ いつものはなしかた、六ツ むごいことばをださぬよふ、七ツ なんでもたすけやい、八ツ やしきのしまりかた、九ツ こゝでいつまでも、十ド ところのおさめかた

この意味について、私なりの思案ですが、

常日頃の言葉遣いは、柔らか優しい心で丁寧に／人を押さえつけるような言葉を出さないように／どんなことでもたすけあって／互いに慎みの心を持ち、気を引き締めて物事を取り締まり／いつまでもここで長く堅く勤める心を定めて／我がこととしてこの屋敷を治めていくように…

と、屋敷の治まりは、世界の治まりの元(手本)となるのだから、お屋敷に勤める者が一手一つになるよう促されたのではないかと思案します。それだけでなく、おさづけの理を渡されるのと同様の諭しであることから、にをいがけ・おたすけをさせていただくことと、内を治める努力は、車の両輪であることをも仰せくださっているように感じます。